

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅封印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モザンビーク	食糧援助に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	630,000 千円 H24. 3.31 まで	H24. 1.10 マプトで (同日)	日本側 橋本栄治在モザンビーク大使 モザンビーク側 エドゥアルド・コロヤ外務協力副大臣	H24. 1.23 9号
モザンビーク	マプト魚市場建設計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文	マプト魚市場建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	918,000 千円 H27. 4.30 まで	H24. 2.21 東京で (同日)	日本側 加藤敏幸外務大臣 政務官 モザンビーク側 エドゥアルド・コロヤ外務協力副大臣	H24. 3. 6 52号
モザンビーク	ナンアラ州中学校改善計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文	ナンアラ州中学校改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,063,000 千円 H26. 2.28 まで	H24. 8.31 マプトで (同日)	日本側 橋本栄治在モザンビーク大使 モザンビーク側 エドゥアルド・コロヤ外務協力副大臣	H24. 9.21 315号
モザンビーク	イレークアンバ間道路橋梁整備計画(詳細設計)のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文	イレークアンバ間道路橋梁整備計画(詳細設計)を実施するために必要な役務の購入	132,000 千円 H27. 6.30 まで	H24.12.10 マプトで (同日)	日本側 橋本栄治在モザンビーク大使 モザンビーク側 エドゥアルド・コロヤ外務協力副大臣	H24.12.25 385号
モザンビーク	ナカラ港緊急改修計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文	ナカラ港緊急改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,666,000 千円 H28.11.30 まで	H24.12.10 マプトで (同日)	日本側 橋本栄治在モザンビーク大使 モザンビーク側 エドゥアルド・コロヤ外務協力副大臣	H24.12.25 386号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。